

# 令和8年度 学校生活のきまり

北見北斗高校生徒指導部

## 1 通学について

- 1) 交通規則をよく守ること。列車・バスによる通学生徒は、他の客の迷惑になる行為は慎み、安全に留意すること。
- 2) 自家用車での送迎について、生徒の安全のため校地内に入って乗降しない。また、校地周辺の渋滞を起こさぬよう、ラグビー場で乗降する。
- 3) 通学途中において事故が発生した場合、直ちに学校に連絡すること。
- 4) 制服登校を原則とする。休業日の部活動での登下校の際には「部活動で揃えているジャージ」または「体育用指定ジャージ」を着用しても良い。

## 2 自転車通学について

- 1) 自転車通学を希望する時は、「自転車通学申請書」に必要事項を記入し、担任を通して生徒指導部に提出すること。
- 2) 本校指定のステッカーを必ず自転車に添付すること。
- 3) 自転車は常に点検・整備をし、故障のないようにしておくこと。
- 4) 交通規則（信号遵守、二人乗りの禁止、夜間点灯、並列走行禁止等）を守ること。スマホを見ながらの運転、イヤホンやヘッドホンをかけながらの運転はしないこと。
- 5) 登校後は施錠をし、所定の駐輪場所に整頓して置くこと。
- 6) ヘルメットについては、着用することが望ましい。

## 3 生徒玄関の使用について

- 1) 生徒玄関に入る時には、靴の汚れをしっかりと落とすこと。
- 2) 雨天時、傘はしっかり水を切りクラス毎に割当てられたバケツに収納すること。基本的に傘の管理は各自とする。
- 3) 生徒玄関の下足ロッカーには、上段に上靴、下段に外靴のみを入れること。部活動で使用する運動靴は、靴袋に入れて部室に置くなど自己管理をすること。下足ロッカーに入らないブーツ等は禁止。下足ロッカーの上には物を一切置かないこと。
- 4) 事務室よりスリッパを借用する場合は、身分証明書と引き替えに借用し、下校時に必ず返却すること。

## 4 授 業

- 1) 始業前に着席しておくこと。
- 2) 授業の開始、終了時には正しい挨拶をすること。（「起立・気をつけ・礼」）
- 3) 授業中は、オーバー・コート等の外衣を着用してはならない。

## 5 欠席・遅刻・早退

- 1) 欠席・遅刻・早退する時は、保護者から事前に安心メールまたは電話で学校に連絡を入れること。
- 2) 生徒は8：20までに登校すること。教室に8：25までに入らなければ遅刻となる。
- 3) 生徒玄関閉鎖後の遅刻については職員玄関から入校し、職員室で入室許可書に必要事項を書き検印を受け、教室に入ること。
- 4) 早退する時は、担任に早退届を提出し許可を受けること。
- 5) 途中外出は原則として認めない。止むを得ず校地から外出の必要がある時は、担任に申し出て外出許可証に記入、提出すること。

## 6 教室の管理

- 1) 教室内の施設・備品を大切に使用するよう心がけ、傷をつけたり汚したりしないこと。
- 2) 机・椅子の運搬は必ず手で持ち上げて行い、床に傷をつけないよう注意すること。
- 3) コートなどは教室の後方のコート掛けに掛け、常に整理整頓に努めること。
- 4) ジャージは所定のロッカーに収納すること。
- 5) 節電を心がけ、教室を空ける時には消灯し戸は閉めること。
- 6) 教室内の換気に心がけること。

- 7) 教室内から出るごみは分別し、所定のごみ箱に捨てること。
  - ◆アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・プラスチックごみの回収箱  
(各階トイレ前廊下)
  - ◆一般ごみ箱・紙類のリサイクルボックス (各教室)
- 8) 下校時には必ずカーテンを開け、窓を閉め、机・椅子を整頓すること。併せて消灯し、換気扇のスイッチを切ること。

## 7 廊下・階段

- 1) 静粛に右側を通行すること。また、飲食はしないこと。
- 2) 廊下や階段の床や壁を清潔に保つよう日頃から心がけ、傷をつけたり汚したりしないこと。特に、飲み物などをこぼさないように注意し、万一こぼした場合は直ちに拭き取ること。
- 3) エレベーターは原則として使用できない。但し、怪我、荷物の運搬等に必要の場合は教員の許可を得て使用してもよい。

## 8 放課後の居残り

- 1) 16:40以降は定時制の授業があるため、2階の普通教室棟は使用しないこと。
- 2) 居残り学習をする場合は、下記の指定された場所で学習すること。  
1 学年…社会科教室    2 学年…3階各教室    3 学年…4階各教室
- 3) 部活動や居残り学習を含めて、平日は18:30までには終了し、19:00までには下校すること。(休日は17:00までには下校すること。)
- 4) 生徒ホールでは17:30以降は定時制の授業の妨げにならないように静かにすること。

## 9 所持品

- 1) 学校には、学習に必要な物以外は持参しないこと。
- 2) 止むを得ず多額の金銭を持参した時は、管理に十分注意するとともに、必要に応じて担任、部活動顧問に預けること。
- 3) 所持品の貸し借りおよび交換はしないこと。
- 4) 携帯電話・スマートフォンは8:20の予鈴前に電源を切ること。帰りのSHR後の使用は認めるが、使い方については、周りの人の迷惑にならないようにマナーをしっかり守ること。

## 10 礼儀

- 1) 先生や来客と廊下で出合った時は、挨拶をすること。
- 2) 校長室・職員室・体育教官室・事務室に入る時は、ドアをノックし、ジャンパーなどの上着は脱いで入室すること。  
尚、入室に際し「失礼します」、退室に際し「失礼しました」と挨拶すること。
- 3) 高校生としての立場を自覚した言葉づかいを心がけること。目上の人には敬語を用いること。
- 4) 室内では、帽子・コート類・マフラー・手袋等を着用しないこと。

## 11 パン販売・自動販売機

- 1) パン、ジュース等は売店、自動販売機で販売しています。(生徒玄関入って左手にあります。)パンはベーカリーショップ「あんこちゃん」のパンです。平日4校時終了後から販売します。現金のみの取り扱いです。

## 12 拾得・遺失物

- 1) 今年度は横岡先生が担当する。
- 2) 拾得、遺失した場合は担任を通じて、横岡先生に連絡すること。

# 生活（頭髪・服装等）について

生徒指導部

## 1. 頭 髪・化 粧

- (1) 高校生としての立場を自覚し、社会一般に認められる清潔な頭髪に心がけること。パーマメント、ウエーブ、染髪、髪を極端に尖らすなどの加工、極端なツープロック、奇抜な頭髪は禁止する。ストレートパーマは禁止しないがドライヤーの使用等により変色しないように十分気をつけること。状況によっては指導の対象となる場合もありうる。
- (2) 化粧やマニキュアなどはしないこと。

## 2. 制 服

### (1) 学生服着用

- ア 上下黒詰襟学生服として体型に応じたものとする。
- イ 学生服(上衣)やワイシャツは必ずボタンをかける。学生服(上衣)の裾からセーター、下着、ワイシャツ等がでないようにすること。
- ウ 夏季・冬季にかかわらず学生服を脱ぐ場合は必ず指定ワイシャツを着ること。また、指定ワイシャツの下にTシャツ等を着る場合は、白(無地・ワンポイント可)もしくは体育指定Tシャツを着用すること。
- エ 上衣丈は極端に長く、又は短くせず、ウエストを細くしないこと。
- オ 変形ズボン認めない。  
ノータック・ストレートで体型に応じたものを原則とし、腰下まで下げて(腰パン)着用することのないようにする。
- カ ソックスは無地の白・黒・紺・グレーの無地とする(ワンポイントは可)。

### (2) セーラー服着用

- ア セーラー服の上衣丈はウエストから8~10cm下の寛骨のところとする。ネクタイの長さは調和を考慮して作られているので、短くしないこと。
- イ 夏季には略装として上衣のみ白セーラー服を着用すること。ただし学校行事等で特別の指示のあるときは紺セーラー服を着用すること。
- ウ スカートの長さは流行にとらわれることなく、セーラー服とのバランスを考慮し、膝が隠れる程度~膝頭下10cm程度とする。  
制服は購入後改造しないこと。
- エ 防寒のため、紺セーラー服にストッキングを合わせる際は黒、または肌色のものとする。防寒用のソックスを重ねるときは無地(ワンポイントは可)、色は白、黒、紺、グレーとする。白セーラー服には白、黒、紺、グレー(ワンポイントは可)のソックスとする。  
ハイソックスは不可。
- オ 髪をまとめるためのリボンやシュシュ等は落ち着いた色の無地とする。
- カ 指定カーディガンは式典や入学式、卒業式、来客対応時は着用しない。

## 3. 装飾品、バッジ・ボタン類

- (1) 装飾品としての指輪やピアス、ネックレスの着用しないこと。
- (2) 学生服には右襟に学年章、左襟に校章のバッジをつける。  
セーラー服には胸ポケットに刺繍した校章の左に学年章をつける。  
指定ワイシャツ着用時は刺繍した校章の右に学年章をつける。
- (3) 学生服には本校指定のボタンをつける。

## 4. 履 物

- (1) 通学時の履物は夏・冬を問わず踵の低いもので、歩きやすいものを選び、色も派手にならないこと。靴の長さについては、ロッカーに入るものとする。
- (2) 上靴は指定のものを使用する(踵を踏まないこと)。

## 5. そ の 他

- (1) 白セーラー服および指定ワイシャツ着用による夏服での登下校は6月より9月までを原則とする。
- (2) 制服の上に着用するコート、ジャンパー類は通学にふさわしいものを選ぶ。
- (3) やむを得ぬ理由で所定の服装を着用できない場合は、担任に申し出ること。